

横浜市駐車場条例取扱基準の一部改正について

～平成 31 年 4 月 10 日 施行～

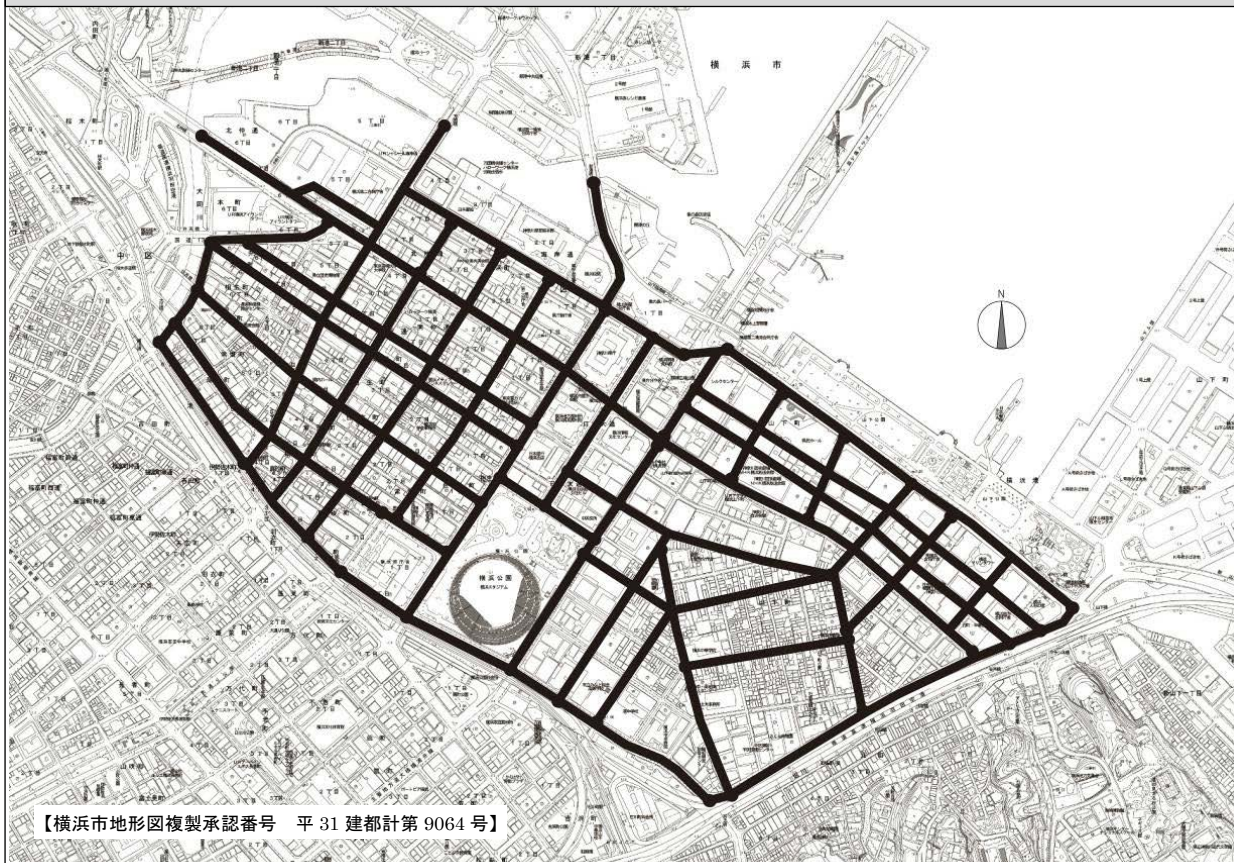
横浜市駐車場条例取扱基準（平成 7 年 6 月制定。以下「取扱基準」という。）では、横浜市駐車場条例（昭和 38 年条例第 33 号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項等を定めています。

改正内容 指定地区の追加【取扱基準第 3 条第 1 号別図 1】

このたび、関内地区の連続性のある賑わい創出をさらに推進するために「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく「関内地区都市景観協議地区」の「歩行者ネットワーク街路」を取扱基準第 3 条第 1 項第 1 号別図 1 に新たな道路として追加しました。なお、地区計画等^{※1}における駐車場の配置に関する基準等に合ったものについてのみ、敷地外駐車場を認めるものとします。

※1：地区計画等とは「都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 4 に規定する地区計画等、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に規定する景観計画、横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 12 条に規定する地域まちづくりルール又は横浜市街づくり協議要綱第 4 条に規定する街づくり協議指針等」をいいます。

【改正】取扱基準第 3 条第 1 号別図 1

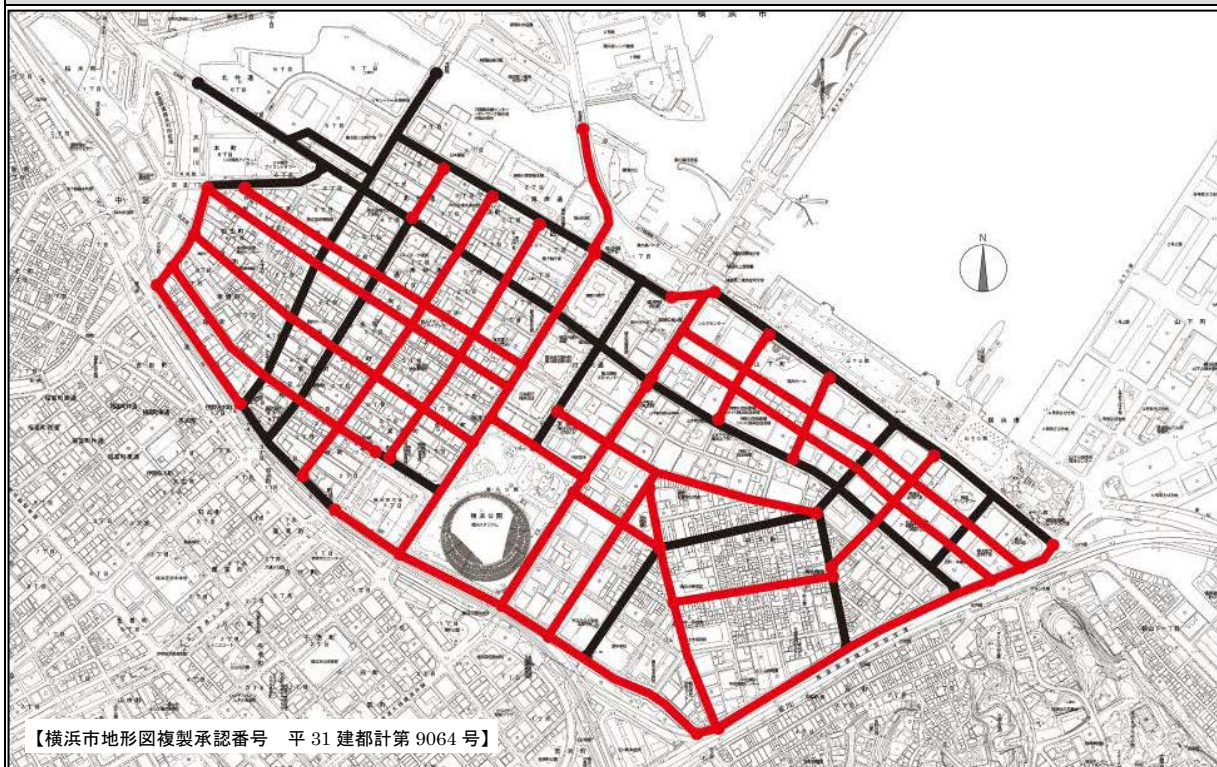


【横浜市地形図複製承認番号 平 31 建都計第 9064 号】

一取扱基準第 3 条第 1 項第 1 号別図 1 に定める道路とは一

横浜市駐車場条例第 10 条に規定する交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして、取扱基準第 3 条第 1 項第 1 号別図 1 に、地区計画等^{※1}に定められた通り、街路、モール等に面して駐車場及び車庫の出入口の設置を避けることに関する表現が明確に規定されているもののうち、別図 1 に定める道路に建築物の敷地が接する場合（その建築物の敷地が 2 以上の道路に接する場合において別図 1 に定める道路以外に自動車用の出口及び入口の設置ができる場合を除く。）は、敷地外に附置義務駐車施設等を設置することを認めています。

【新旧対照】本改正に基づいて追加された道路は「赤線部分」になります。



★ 関内地区の連続性のある賑わい創出をさらに推進するため「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づく「関内地区都市景観協議地区」の歩行者ネットワーク街路に指定されている歩行者動線（ただし、建築基準法上の道路ではない部分を除く。）を追加しました。

～改正内容の詳細については、以下のホームページをご覧ください～

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/gimu/>

（横浜市都市整備局都市交通課HP 附置義務駐車場について）

改正施行規則の施行日

「平成31年4月10日」施行

《お問合せ先》

《具体的な台数算定等のお問合せ先・届出提出の窓口》

横浜市 建築局 建築指導部 市街地建築課（駐車場担当）
（横浜市中区相生町3-56-1 KDX 横浜関内ビル5階）電話：045-671-4510
※具体的な相談は窓口にて図面等で行っております。

《横浜市駐車場条例全般についてのお問合せ先》

横浜市 都市整備局 都市交通部 都市交通課 駐車場担当
（横浜市中区港町1-1 市庁舎6階） 電話：045-671-3853

横浜市 都市整備局 都市交通課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-3853 FAX 045-663-3415
ホームページ： <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/>
平成31年4月10日 発行